

議案第179号

平成29年度公営住宅（下山門住宅その1地区）新築工事請負契約の一部変更に関する
専決処分について

平成29年度公営住宅（下山門住宅その1地区）新築工事請負契約の相手方である建設工事
共同企業体からの構成員の脱退に伴い、市民生活及び工事に関係する他の事業者への影響を
考慮し、当該工事請負契約の相手方を早急に変更する必要が生じたので、地方自治法第179
条第1項の規定により、平成30年7月25日次のように専決処分した。

議案第16号をもって平成30年2月22日に議会の議決を経た平成29年度公営住宅（下山門住
宅その1地区）新築工事請負契約（議案第127号をもって平成30年6月22日に議会の議決を
経て一部変更）の一部を次のように変更する。

1 契約の相手方 法城建設工事共同企業体

代表者 福岡市南区長丘五丁目4番1号

法城建設株式会社

〔元議決 西中洲樋口・法城建設工事共同企業体

代表者 福岡市中央区西中洲12番13号

株式会社 西中洲樋口建設

福岡市南区長丘五丁目4番1号

法城建設株式会社

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎